

改正

平成29年12月20日告示第52号

菰野町身体障がい者自動車改造助成事業実施要綱

菰野町身体障害者自動車改造助成事業実施要綱（平成5年要綱第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、身体障がい者が就労、通学及び通院等に伴い自動車の運転を必要とする場合に、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、身体障がい者の社会参加の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

（助成対象者）

第2条 この事業の助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 菰野町（以下「町」という。）内に住所を有し、現に居住している者
- （2） 身体障害者手帳の交付を受けている者
- （3） 道路交通法（昭和35年法律第105号）第91条の規定に基づき、運転免許証に、運転できる自動車の種類等を限定する旨の条件（自動車改造に係る限定条件に限る。）が付されている者
- （4） 就労、通学及び通院等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を、前号の条件に合致させるために改造しようとする者
- （5） 改造助成を行う月の属する年の前年（確定していない場合は、前々年）の本人、その配偶者及び扶養義務者の市町村民税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に規定する額をいう。）を超えない者
- （6） 既にこの告示に基づく助成金を受けたことがある者は、その受けた日から3年以上経過していること。ただし、当該助成の対象となった車が災害等やむを得ない理由により改造の必要が生じた場合を除く。

2 この事業で対象となる車両は、1人につき1車両までとする。

（助成金額）

第3条 助成金の額は、操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費とし、その額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。

（交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ身体障がい者自動車改造費助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて菰野町長（以下「町長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 自動車検査証の写し
- (4) 見積書（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）
- (5) 第2条第1項第5号を満たすことを明らかにする証明書。ただし、町が保有する情報を利用し調査を行うことに同意する場合を除く。
- (6) その他町長が必要と認めるもの
(交付決定)

第5条 町長は、前条により提出された書類を審査し、助成を決定したときは身体障がい者自動車改造費助成決定通知書（様式第2号）により、申請を却下することを決定したときは身体障がい者自動車改造費助成却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(請求)

第6条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、改造を完了したときは、請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 改造に要した費用の領収書
- (2) 改造前後の写真（改造箇所の分かるもの）及び車正面の写真（自動車登録番号の分かるもの）

(返還)

第7条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたと認められるときは、既に交付した助成金の一部又は全部を返還させることができる。

(台帳整備)

第8条 町長は、助成金の交付状況を明らかにするため、身体障がい者自動車改造費助成金交付台帳を備えるものとする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月20日告示第52号）

この告示は、告示の日から施行する。